

緑化功労者表彰実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、福山市緑のまちづくり条例第29条の規定に基づき、緑の保全及び都市緑化の推進並びに都市公園等（子ども広場等を含む）の設置、保全、美化に関して貢献した民間の団体又は個人（以下「団体等」という。）を緑化功労者として表彰するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（表彰の対象）

第2条 表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当し、特に顕著な実績があり、その活動が市民の模範となり、推奨できる団体等とする。

- （1）都市公園等の清掃活動、施設の塗装・補修等をしている団体等
- （2）都市公園等の用地や施設を提供するなど、都市公園等の環境整備に協力している団体等
- （3）その他、都市における緑の保全及び都市緑化の推進に顕著な功績のあった団体等

（表彰の基準）

第3条 表彰の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）都市公園等の清掃活動を行っている団体等については、作業従事年数5年以上、作業回数は概ね月1回以上行っていること。（ただし、公園管理受託者の団体又は個人は除く。）
- （2）都市公園等の用地の提供者については、300平方メートル以上の寄附又は3年以上無償貸与していること。（ただし、子ども広場は除く。）
- （3）都市公園等の施設の提供者については、100万円以上相当（時価換算）を寄附していること。
- （4）その他、活動の内容が特に優れ、都市公園等の環境整備又は緑の保全若しくは都市緑化の推進の模範となっていること。

（表彰の内容）

第4条 緑化功労者には、感謝状等を贈呈する。なお、特に優れている団体等については最優秀賞及び優秀賞として福山市ホームページ等で広く周知する。

（選考方法）

第5条 選考に当たっては、現地調査を行い必要に応じてヒアリングを実施する。

(募集方法)

第6条 募集は福山市ホームページ及び掲示物の掲載等により行う。原則、自薦・他薦は問わない。

(表彰の期日)

第7条 表彰は、都市緑化月間（毎年10月1日から10月31日まで）に行う。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。